

## 日吉津村自治基本条例策定委員会グループ1（第2回）議事録

日時：5月16日（金）午後7時30分～9時15分

場所：役場第3会議室

出席者 田中委員長、三島委員、河中委員、松本委員

欠席者 山路副委員長、松岡委員、成瀬委員、建部委員

**事務局** 前田課長、鬼束主事

○協議

◇自治基本条例の内容の検討について

**グループ1（村民・地域）**

（事務局：課長）

甲良町の自治基本条例についての解説

<進め方>

- ・現在、協議を続けているが、まだ文章化するには至っていない。
- ・6月10日までにグループ1で話す部分をきちんと話し合って意見を集約していく。

<参加のしくみと説明責任>

**住民投票**

- ・この項目は本来行政のグループだが、村民・地域の立場にも該当する部分があるので再度協議していく。
- ・以前は、外国人や年齢的な部分で協議があったが、これらの項目は重要であるため、盛り込んでいく。
- ・定住外国人という名目で盛り込んでいく。参加については、以前住民投票をおこなったが、対象は18歳以上であった。
- ・年齢でなく、年度で分けていくのはどうか？同じ高校3年生でも17歳・18歳とあり、不公平だ。学年で分けるべき。
- ・住民投票には、公職選挙法が適用され、それらの兼ね合いもあり、年度でというのはなかなか難しい。
- ・教育年度で考えていくべきだと思う。
- ・思いとしては年度で考えて行きたいが、規則との兼ね合いが・・・。
- ・ちなみに、大和市というところは16歳以上であった。
- ・本来の主旨として、この条例は“中学生にもわかるように”というスタンスであったはずなのに、中学生が投票できないというのもおかしいと思うが・・・。
- ・この住民投票については条例に入れる。年齢制限はとりあえず18歳以上で。

- ・“別途定める”というような表現にすることもできるのでは？
- ・住民投票は重要なことなのできちんと条例で定めるべきである。
- ・この住民投票について他のポイントはありますか？
- ・盛り込む内容。何でもかんでも住民投票で！とならないようにしなければならない。

#### 参加のしくみ

- ・「公聴会」と「行政懇談会」について、これらの意味は大きく違う。
- ・重要な施策に限り「公聴会」を開くようにする、または行政に義務付けるなど。
- ・他にはあるか？
- ・アンケート調査など。自治法で定められているものなどをどうするのか？（議員のリコールなど）
- ・自治法などなかなか読む機会がない。
- ・この条例でもうたっていく。
- ・パブリックコメント・公聴会は必要だと思う。
- ・行政懇談会は別の位置付けとして考える。行政懇談会は説明責任的な要素が強い。
- ・より協働と参加という意味では、公聴会の方がふさわしいし、それが情報公開にもつながる。
- ・公聴会に出席する人はどのように集めるのか？
- ・公募だとなかなか集まらない。
- ・自分に利害が関わらないと集まらない。

#### 説明責任

- ・これは項目をたてているのか？
- ・少なくとも利点的な部分は必要だ。
- ・立案の段階で説明責任を果たすということが大事。

#### 推進委員会

- ・これはどういう委員会か？
- ・計画の経過をチェックする役割を担う委員会。
- ・策定委員が推進委員になることはない。
- ・定めた人とチェックする人は分けるべきだ。
- ・この委員会がないと、作りっぱなしになるので必要。

#### ◇その他

##### （事務局）

- ・次回は、住民投票について詳しく勉強する。

##### （委員）

- ・何事も詳しく見ていくと難しい。
- ・住民活動において、コミュニティ活動に参加することを権利とするのか、

義務とするのか。

(事務局)

- ・ 参加に努めなければならない、という表現。または参加することとする、  
というような表現。
- ・ 次回は、5/25(日)午後7時から 役場第3会議室

○閉会(21:15)